

仕事と生活の調和の推進 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～ 令和12年3月31日までの 5年

2. 内容

目標1：子育てを行う社員の子育て支援を行う

<対策>

- 18才未満の子育てを行う社員が、育児・参観・介護などの必要な休暇を取得できるよう配慮する。子どもに急な看護が必要になったときも、気軽に時間単位で休暇を取得できるよう環境を整える
制度について社内会議（全員協議会）で周知する

目標2：年次有給休暇の取得促進

<対策>

- 社員が休暇取得状況を共有し、業務に支障をきたさない時に計画的に有給休暇を取得できる環境を整える